市町村民税 道府県民税 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

付 受 印

整理番号	

京都府綴喜郡宇治田原町 長

年 月 日 提出

給与支払者（特別徴収義務者）	
所在地	〒
名称	
個人番号または法人番号	

担当者	
	係
氏名	
電話	- -

年度		
	特別徴収指定番号	
	宛名番号	
	特別徴収指定番号	
	宛名番号	

給与所得者			(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	1月1日以降退職時までの給与支払額
フリガナ		新姓	円	月分から 月分まで	月分から 月分まで	年	1 転勤・転籍	① 特別徴収継続	円
氏名				円	円	月	2 退職	② 一括徴収	控除社会保険料額
生年月日	年 月 日生					日	3 死亡	③ 普通徴収（本人が納付）	円
個人番号							4 休職		
住所	1月1日現在						5 長欠		
	異動後						6		

※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）				
所在地 〒 〒	特別徴収指定番号	担当者	氏名	新しい勤務先へは、
名称			電話 - -	月割額 円を 月分（翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済です。

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

該当する項目に○をしてください。	1の場合	徴収予定額（(ウ)と同額）	
1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。		円	左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納期限) で納入します。
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。	本人印		

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合 （①・②に当てはまらない場合に記入してください。）

該当する項目に○をしてください。

1 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。
2 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
3 死亡による退職のため。

◎ 異動年月日が1月1日～4月30日の間の方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額を一括徴収してください。

旧特別徴収処理欄				
年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	点検	
年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	点検	

注意事項等

1 本書は、特別徴収の（個人の市町村民税・道府県民税（住民税）を給与差引きしているまたは特別徴収の給与支払報告書を提出した）従業員等が、異動（退職・転勤等）した場合にご提出いただく用紙です。
提出期限は、該当の従業員等の異動があった月の翌月10日までです。 従業員等の住所変更のみの場合は、提出不要です。
2 太枠線内を記入し、3枚ともご提出ください。
3 異動により給与等を支給しなくなった場合、その年の1月1日から異動時までの間で確定した給与等の支払額と給与等から控除した社会保険料額を「1月1日以降退職時までの給与支払額」欄及び「控除社会保険料額」欄に記入してください。また、本書とは別に、翌年の1月31日（土日の場合は2月第1月曜日）までに給与支払報告書（個人別明細書及び総括表）を提出してください。

市町村民税 道府県民税 給与支払報告 特別徴収 に係る給与所得者異動届出書

付 受 印

整理番号	

京都府綴喜郡宇治田原町 長

年 月 日 提出

給与支払者（特別徴収義務者）	
所在地 〒	
名称	
個人番号または法人番号	

担当者	
	係
氏名	
電話	- -

年度		
	特別徴収指定番号	
	宛名番号	
年度	特別徴収指定番号	
	宛名番号	

給与所得者				(ア) 特別徴収税額（年税額）	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異動年月日	異動の事由	異動後の未徴収税額の徴収方法	1月1日以降退職時までの給与支払額
フリガナ			新姓	円	月分から 月分まで	月分から 月分まで	年	1 転勤・転籍	① 特別徴収継続	円
氏名					円	円	月	2 退職	② 一括徴収	控除社会保険料額
生年月日	年 月 日生							3 死亡		
個人番号								4 休職	③ 普通徴収（本人が納付）	円
住所	1月1日現在						日	5 長欠		
	異動後							6		

※事業主及び従業員の希望のみによる普通徴収への切替はできません。

① 特別徴収継続の場合（給与所得者が、新しい勤務先で特別徴収を希望する場合に記入してください。）

新しい勤務先（特別徴収義務者）	所在地 〒 〒	特別徴収指定番号	担当者	氏名	新しい勤務先へは、
	名称			電話 - -	月割額 円を 月分（翌月10日納期限）から徴収し、納入するよう連絡済です。

② 一括徴収の場合（未徴収税額を一括徴収する場合に記入してください。）

該当する項目に○をしてください。

1 異動年月日が12月31日以前でかつ本人からの申出があったため。
2 異動年月日が1月1日以降でかつ特別徴収の継続の希望がないため。

1の場合 徴収予定額（(ウ)と同額） 円

本人印

左記の一括徴収した税額は 月分(翌月10日納期限) で納入します。

③ 普通徴収の（一括徴収しない）場合 （①・②に当てはまらない場合に記入してください。）

該当する項目に○をしてください。

1 異動年月日が6月1日～12月31日でかつ本人からの申出がないため。
2 異動年月日が1月1日～4月30日でかつ給与及び退職手当等から未徴収税額(ウ)を一括徴収できないため。
3 死亡による退職のため。

旧特別徴収処理欄				
年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	点検	
年度	月分以降の月割額は	1 特別徴収義務者を変更 2 普通徴収へ切替 3 一括徴収 4 その他	点検	

◎ 異動年月日が1月1日～4月30日の間の方については、本人からの申出がない場合であっても、必ず残税額を一括徴収してください。

特別徴収税額						
課税総所得金額	市町村民税		道府県民税		特別徴収税額	納入済税額 / 未納入税額
	所得割額	均等割額	所得割額	均等割額		
円	円	円	円	円	円	円 / 円

月別	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
変更する月割額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円